

カーボンフットプリントコミュニケーションプログラム

登録レビューア・内部検証員の登録・評価  
規程

制定：平成 25 年 9 月 25 日

文書管理番号：CR-11-01

一般社団法人産業環境管理協会

本規程に使われる用語の定義は基本文書の附属文書－1によるが、その他本規程においても下記の通り個別に定める。

用語の定義；

#### **登録レビューア**

カーボンフットプリント製品カテゴリールールレビューア及びカーボンフットプリント検証員を務めるために登録した個人

#### **内部検証員**

CFPシステムにおける内部検証を行うために登録した個人

#### **登録（登録レビューア、内部検証員）**

協会（プログラム運営者）が、登録レビューアや内部検証員の資格を有していることを所定の手続きに基づき認めること

#### **サーベイランス**

登録レビューアや内部検証員が行った業務内容を、協会（プログラム運営者）が確認すること

（目的）

第1条 本規程は、一般社団法人産業環境管理協会（以下「協会」という。）が運営管理する「カーボンフットプリントコミュニケーションプログラム」（以下「CFPプログラム」という。）における、登録レビューア・内部検証員の登録及び評価について定めるものである。

（登録のための審査）

第2条 登録レビューア・内部検証員は、業務の遂行にあたり、協会に登録をしなければならない。その登録の際には、登録要求事項を満たしていることを確認するための審査を受けなければならない。

（登録レビューア・内部検証員の登録要求事項）

第3条 登録のための要求事項は、「登録レビューア・内部検証員の力量に関する要求事項」に定める。

（登録レビューア・内部検証員登録判断基準）

第4条 登録のための判断基準は、「登録レビューア・内部検証員の登録判断基準」に定める。

（登録レビューア・内部検証員登録・評価手順）

第5条 登録レビューア・内部検証員を登録・評価するための手順は、「登録レビューア・内部検証員の登録・評価手順」に定める。

（登録レビューア・内部検証員登録の有効期間）

第6条 登録の有効期間は1年間とする。登録の継続を希望する場合、登録レビューア・内部検証員は協会に対して更新の申請をしなければならない。

(サーベイランス)

第7条 協会が必要と判断した場合、登録レビューア・内部検証員が実施した業務の結果について、協会は確認を行うことができる。

(登録の取消)

第8条 協会は、登録レビューア・内部検証員の要求事項に対する違反が確認された場合、登録の取り消しを行うことができる。

## 附則

本規程は平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

(改訂履歴)

訂番	年月日	頁	内容
01	平成25年9月25日	-	制定 エコリーフとの一体運営化の見直しに基づき、旧登録レビューアの登録・評価規程（R-11-02）を改訂の上、新規文書管理番号（CR-11-01）で制定。 対象を登録レビューアのみから登録レビューア・内部検証員へ変更。